

〈三条市食育の推進と農業の振興に関する計画〉

# 第2次計画の策定に向けた検証と素案について

## 【目次】

1	食育の推進と農業の振興に関する計画の策定根拠	・・・P1
2	指標評価	・・・P2-3
3	計画の評価	・・・P4-9
4	第2次計画の施策体系案	・・・P10
5	第2次計画の計画期間	・・・P11

福祉保健部 健康づくり課  
経済部 農林課



# 1 食育の推進と農業の振興に関する計画の策定根拠

## 条例制定に至った 課題・背景

より活力あるまちであり続けるために必要なこと

- ・食育が 心身の健康の増進と豊かな人間形成の基本であること
- ・食を支える農業が 持続的に発展すること

## 三条市食育の推進と農業の振興に関する条例

### 目的（条例第1条）

市民一人一人が生涯にわたって健康に暮らすことができ、その健康な暮らしを支える農業が持続的に発展する豊かで住みよい生き生きしたまちの実現に寄与することを目的とする。

### 基本理念（条例第3条）

食育の推進は、あらゆる場所において、食について考える機会を確保することにより、

- (1) 市民が食に関心を持ち、
- (2) 健康及び環境に配慮した食事を選択する力と、健全な食生活を実践することができる技術を身に付けるとともに、
- (3) 自然の恩恵、及び食に関わる人々への市民の理解及び感謝の念を深めることを目指して行う。

食育の推進及び農業の振興は、

- (1) 安全・安心な農産物の安定的な供給が確保されるとともに、
- (2) 農産物の販路の開拓、及び地産地消が推進されるよう行う。

農業の振興は、

- (1) 農業資源（農地、農業用水など）及び農業の担い手が確保されるとともに、
- (2) 地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業を確立し、
- (3) その持続的な発展が図られるよう行う。
- (4) 農業の多面的機能（自然環境の保全、良好な景観の形成など）が発揮されるよう行う。

### 計画の策定（条例第9条）

施策の方針などを定める計画を定める。

- (1) 施策についての基本的な方針
- (2) 総合的かつ計画的に講ずべき施策

# 2 指標評価

条例の基本理念の具現化により目指すまちの姿を「食と農が支える健幸なまち」として取組を進めてきた。

## 食育の視点

### 1 食を通じた健康づくり

#### 基本方針

(1) 望ましい食習慣の定着

#### 主要施策

- ア 米飯食の推進
- イ 共食の推進
- ウ 食文化の伝承

#### 基本方針

(2) 食育推進機運の醸成

#### 主要施策

- ア 食育推進への理解促進

- ◎ : 目標達成
- : 目標未達成だが策定時より改善
- △ : 目標未達成

### 指標評価

指標項目		策定時 (H26)	R1	評価	目標値 (R2)
主食、主菜、副菜をそろえたお膳のかたちで食べる者の割合	5歳児	30.6%	41.0%	◎	35%以上
	小学5年生	50.9%	50.4%	△	55%以上
	中学1年生	44.0%	53.0%	◎	50%以上
	成人	82.8%	71.9%	△	87%以上
朝食の主食に米飯を食べる人の割合	5歳児	57.8%	59.0%	○	60%以上
	小学5年生	62.1%	65.8%	◎	65%以上
	中学1年生	59.8%	64.9%	○	65%以上
家族の誰かと一緒に食事する回数が週7回以上の児童生徒の割合	小学5年生	(H27)68.3%	92.9%	◎	83%以上
	中学1年生	(H27)55.6%	86.5%	◎	74%以上
誰かと一緒に食事する頻度が週1日以上ある高齢者の割合	高齢者	(H28)77.2%	80.5% (H30)	◎	80%以上
朝食欠食の割合	小学5年生	8.5%	4.2%	◎	5%以下
	中学1年生	7.9%	7.0%	○	5%以下
箸が正しく持てる児童の割合	5歳児	25.7%	32.9%	◎	27%以上
郷土料理の指導者育成数(延べ人数)		57人	254人	◎	延べ150人以上

指標項目	策定時 (H28)	R1	評価	目標値 (H32)
健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店数	11店舗	42店舗	◎	15店舗
主体的に食育に取り組んだ事業者の数(地産地消推進店、保育所及び学校等教育施設)	93施設	85施設	△	100施設

## 【計画期間】

平成28年度～令和2年度(5年間)

### 指標評価の分析

- ・主食、主菜、副菜をそろえた食事をしていない人は、成人で増加傾向であった。特に、自分の自由な時間が少ない子育て世代の割合が高い。限られた時間の中で、生活習慣の改善につなげる取組が必要である。
- ・朝食の主食に米飯を食べる人は、成人で減少傾向であり、パン、めん類、シリアル等を食べる人が増加した。
- ・高齢者の共食頻度は、これまで既存の集いの場を中心に共食を仕掛けた結果、増加傾向であった。しかし独居世帯では共食頻度が少ない状況である。
- ・朝食欠食する小5、中1の割合は、減少傾向である。しかし、中1は小5に比べて起床から登校までの時間が短く朝食を食べる時間がないため、目標値に達していない。
- ・食文化の伝承に関する指標は目標を達成することができた。

- ・健康的なメニュー提供等に取り組んだ地産地消推進店が増加した。これまで推進店と連携して取り組んできた成果と考えられる。

## 食育と農業の視点

### 2 食と農で豊かな暮らしの実現

#### 基本方針

##### (1) 地産地消の推進

#### 主要施策

- ア 地域農業への理解促進
- イ 地場農産物の消費拡大
- ウ 食文化の伝承

#### 基本方針

##### (2) 農村環境の保全

#### 主要施策

- ア 農業の多面的機能の理解促進

## 指標評価

指標項目	策定時 (H26)	R1	評価	目標値 (H32)
農業サポーター数	0人	13人	○	20人
農業里親制度活用量	0人	0人	△	5人
特産農産物のテキスト化数	0品目	8品目	○	20品目
地産地消推進店登録数	171店舗	199店舗	○	220店舗
地場農産物の売上額 (印)	1.3億円	4.1億円	◎	1.4億円

指標項目	策定時 (H26)	R1	評価	目標値 (H32)
多面的機能支払制度取組率	94.5%	95.1%	◎	94.5%

## 指標評価の分析

- ・農業サポーターのマッチングがうまくいかなかったため、登録者数が目標に達しなかった。
- ・地産地消推進店数の増加等により地場農産物の売上が向上した。
- ・農産物のテキスト化を行ったが、独自性を打ち出せず、有効活用できなかった。

- ・多面的機能支払制度の活用を通じ農業者のみならず地域住民等のグループ (活動組織) による共同作業や、広域協定による共同活動により、農業の多面的機能の理解促進を図ることができた。

## 農業の視点

### 3 持続可能な農業基盤の確立

#### 基本方針

##### (1) 産業として成り立つ農業の確立

#### 主要施策

- ア 価格決定力のある農業者の確保・育成
- イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

#### 基本方針

##### (2) 地域農業の持続的発展

#### 主要施策

- ア 多様な農業者の確保
- イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備
- ウ 農業生産基盤の維持・向上

指標項目	策定時 (H26)	R1	評価	目標値 (H32)
先進農業者への長期派遣研修者数	0人	0人	△	7人
先進農業者への長期派遣研修者数	0経営体	0経営体	△	4経営体

指標項目	策定時 (H26)	R1	評価	目標値 (H32)
広域連携による農業機械利用活用農業者数	0人	0人	△	20人
低コスト・省力化技術等の取組面積	-	19.9ha	△	数値設定なし

- ・募集ターゲット層のハードルが高く、就農希望者が確保されていない。
- ・移住就農という観点を踏まえ、地域とのネットワークを確立するための体制が整っていない。

- ・地域により課題や実情が違っており、行政が主体となり地域の枠を超えた広域連携による農業機械利用活用体制の構築を推進することができなかった。
- ・低コスト・省力化技術導入に係る導入コストが高いことがハードルとなった。

# 3 計画の評価(食を通じた健康づくり)

## 基本方針(1)望ましい食習慣の定着

【主要施策の方向性】ア 米飯食の推進

イ 共食の推進

ウ 食文化の伝承

継続

継続

見直し

### 成果

- ・米飯を主食とした主食、主菜、副菜がそろった食事が子どもたちに浸透しつつある。
- ・子どもと高齢者において、共食の頻度が高い人の割合が増加した。
- ・箸が正しく持てる児童の割合が増加した。

### 未達成

- ・主食、主菜、副菜を揃えた食事をしている人及び朝食の主食に米飯を食べる人の割合は、成人で減少傾向である。



## 問題点

### ア 米飯食の推進

- ・ 児童生徒の食事調査結果から、**成長に必要な栄養素が不足する一方で脂質や塩分が過剰であり、栄養素の偏りが見られた。**(参考資料No.1 P1)
- ・ **主食、主菜、副菜をそろえた食事をしていない人は、成人で増加傾向**である。特に、仕事や育児等で自分の自由な時間が少ない**子育て世代の割合が高い。**(参考資料No.1 P2)
- ・ 成人では、食に関する行動の改善意思がある人の割合は高いが、主食、主菜、副菜をそろえた食事をしていない人が増加しており、**実行に移せないことが推察される。**(参考資料No.1 P4)
- ・ 食生活チェックリストの結果から、「煮物を1日に4品以上」「ナトリウム表示を見ない」の項目は、男女ともにチェック該当者の割合が増加した。**塩分摂取量が多い人が増加していると考えられる。**(参考資料No.1 P5)

### イ 共食の推進

- ・ 子どもは、**共食頻度が少ないほど、精神的健康状態が低い傾向**にある。(参考資料No.1 P6)
- ・ **高齢者の独居世帯では共食頻度が少ない。**(参考資料No.1 P7)

## 課題

### ア 米飯食の推進

- ・ 成長期にある子どもは、体の基礎を作る大切な時期のため、**小さい頃からバランスよく食べる習慣を身に付ける必要がある。**
- ・ 限られた時間の中で生活習慣の改善につなげるため、生活の場面ごとに合った**取り組みやすい手法で健康的な食習慣へ促す必要がある。**
- ・ **市民が日常の外出先で、食に関する情報を得られる環境づくりを行う必要がある。**
- ・ **市民の塩分摂取状況及び生活習慣の変化を把握し、新たな取組を実施する必要がある。**

### イ 共食の推進

- ・ 集いの場での共食推進だけでなく、気軽に参加できる共食の場を設けるなど、**共食できる機会を増やしていく必要がある。**
- ・ 子どもの食育の基本は、家庭の食卓であり、家庭での食は保護者が多くを担っている。**保護者に対し家庭での共食を啓発する必要がある。**
- ・ **様々な年代の人との関わりによる子どもの情緒を育む必要がある。**

## 今後の方針

### ア 米飯食の推進

- ・ **教育現場及び保護者の理解を得ながら保育所、学校で米飯給食や食育推進事業を進める。**
- ・ **家庭で楽しみながら実践できる手法を紹介する。**
  - \* アプリを使った時短でできる献立の提案
  - \* 小売店と連携した減塩惣菜販売
- ・ 外食時の選択肢を広げるため、**健康メニューを提供する地産地消推進店を拡大する。**
- ・ 日常の外出先で食に関するミニ講座を実施する。
- ・ **塩分摂取量調査及び生活習慣の実態を把握し、新たな取組を実施する。**

### イ 共食の推進

- ・ 高齢者が自分で行ける身近な場所で、**気軽に共食できる機会を創出する。**
  - \* 公民館などで飲食店等と連携した会食
- ・ 保育所及び学校食育推進事業の**保護者講話等において共食を啓発する。**
- ・ **地域住民が主体となって、子どもが世代間交流できるような共食機会を創出する。**



## 問題点

### ウ 食文化の伝承

- ・ 郷土料理の指導者育成や箸の持ち方については目標を達成したが、朝食に米飯を食べる人が成人で減少しており、米飯を中心とする「和食」離れが進んでいる。

## 課題

### ウ 食文化の伝承

- ・ 無形文化遺産でもある「和食」文化を子どもだけでなく大人にも伝えていく必要がある。

## 今後の方針

### ウ 和食文化の推進

- ・ 保育所及び学校食育推進事業、公民館事業等を通じて和食の良さについての啓発を行なう。
- ・ 多世代交流を通じて和食文化を学べるような共食の機会を創出する。

## 主要施策の検討

- ・ 市の条例において「地域の伝統ある優れた食文化の継承を推進すること」が市の役割となっていることから、米飯食を中心とした「和食文化」を推進する必要がある。「食文化」を「和食文化」と表現を明確化し、取組を進める。

## 次期計画の主要施策(見直し)

### ウ 和食文化の推進

## 基本方針(2)食育推進機運の醸成

### 成果

- ・ 健康的なメニュー提供や啓発に取り組んだ地産地消推進店が増加した。

### 未達成

- ・ 主体的に食育の取組を行う企業等が少なかった。

## 【主要施策の方向性】

### ア 食育推進への理解促進 **継続**

## 問題点

### ア 食育推進への理解促進

- ・ 主体的に食育の取組を行う企業等が少なかった。(参考資料No.1 P11)
- ・ 取組を行いやすい保育所(園)、学校、地産地消推進店などを中心に働きかけていたため、企業等への働きかけが少なかった。
- ・ 保育所(園)や学校での食育推進事業は定着しつつあるが、食育だけに時間をかけないこともあり、保護者に働きかける機会が限られる。

## 課題

### ア 食育推進への理解促進

- ・ 市と一緒に商品を改良するなど、食の取組を行う事業者が増えてきた。成功事例をもとに連携する場を増やし、少しずつ事業者の意識を変えていく必要がある。
- ・ 一般企業が従業員に対する健康経営の一環として食に関心を持てるような取組が必要である。
- ・ 食育は子どもの頃からの取組が重要なため、忙しい子育て世代が食育に関心を持って行動できるよう、親子で楽しみながら学べるような取組が必要である。

## 今後の方針

### ア 食育推進への理解促進

- ・ こっそり減塩作戦やスマートミールなど、成功事例を踏まえて、市と連携した取組を行う事業者を増やす。
- ・ 企業での生活習慣病予防教室の場を活用し、働き世代が食に関心を持てるよう、スマートミール弁当の試食等の体験活動を行う。
- ・ 三条まんま塾と連携して、親子で収穫や調理などの体験できる活動に取り組む。

# 3 計画の評価(食と農で豊かな暮らしの実現)

## 基本方針(1)地産地消の推進

- 【主要施策の方向性】
- ア 地域農業への理解促進 **見直し**
  - イ 地場農産物の消費拡大 **見直し**
  - ウ 食文化の伝承(再掲) **見直し**

### 成果

- ・地産地消推進店の登録数が増加し、小売店や飲食店の地産地消に対する意識が向上。
- ・インショップにおける地場農産物の売上額が目標値を大幅に上回っており、消費者の地産地消に取り組んでいる。
- ・郷土料理の指導者の育成数や箸が正しく持てる児童の割合が向上。

### 未達成

- ・農業サポーター、農業里親制度登録者
- ・特産農産物のテキスト化

### 問題点

#### ア 地域農業への理解促進

- ・農業サポーターへの参加には、農家との日程調整が必要なためハードルが高く、登録者数が少なく、マッチングがうまくいっていないため活動実績が少ない。(参考資料No.1 P12)

#### イ 地場農産物の消費拡大

- ・農産物のテキスト化を実施したが、活用されていない。(参考資料No.1 P13)
- ・地産地消推進店の登録は順調に増加しているが、登録店の廃業のため登録数が微増となっている。(参考資料No.1 P14)

#### ウ 食文化の伝承

- ・稲、米はこれまで日本人の暮らしに深く関わってきた。しかし、食の多様化により、米を主食とする成人の割合が減少傾向である。(参考資料No.1 P3)

### 課題

#### ア 地域農業への理解促進

- ・農業サポーターでの農業体験ではなく、消費者が自ら栽培し収穫することで地域農業への理解を促進する必要がある。

#### イ 地場農産物の消費拡大

- ・三条産農産物を活用できるようにする必要がある。
- ・消費者から地産地消推進店に足を運んでもらえるようにする必要がある。

#### ウ 食文化の伝承

- ・子育て世代に向けて、日本の食文化の基本である米飯食や、農業への理解を深めるための情報発信や体験活動を行い、米飯食を推進する必要がある。

### 今後の方針

#### ア 地域農業への理解促進

- ・栽培管理技術を提供し、より深く野菜作りを学べるようにプチ畑プロジェクトを拡充する。
- ・農家での農業体験、収穫体験を実施する。
- ・農業サポーター制度及び農業里親制度は廃止する。

#### イ 地場農産物の消費拡大

- ・アプリを使い、地場農産物を利用した献立の提案を行う。
- ・地産地消推進店と献立サイトを連動させ消費拡大を図る。

#### ウ 米飯食の推進

- ・調理実習などの体験活動に加え、米飯食をすすめるための情報発信を行う。
- ・市民給食試食会を実施し、給食を通して米飯の良さを伝える。

### 主要施策の検討

・稲、米は日本の食文化に深く関わり、地域で昔から食べられてきた主食であることから、「食育」と「農業」が共に取り組む「地産地消の推進」の主要施策として米飯食の推進に取り組む。

### 次期計画の主要施策

**ウ 米飯食の推進(再掲)**



# 3 計画の評価(食と農で豊かな暮らしの実現)

## 基本方針(2)農村環境の保全

【主要施策の方向性】 ア 農業の多面的機能の理解促進 **継続**

### 成果

・多面的機能支払制度の活用を通じた、地域住民等のグループによる共同作業や、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動の推進により農業の多面的機能の理解促進に役立っている。

### 未達成

—

### 問題点

#### ア 農業の多面的機能の理解促進

- ・特に、中山間地域をはじめとして、地域活動の担い手が減少傾向にある。(参考資料No.1 P15)
- ・保全管理状態の農地が増加傾向にある。

### 課題

#### ア 農業の多面的機能の理解促進

- ・農地周辺のグリーン運動を企画するなどして、引き続き、農業者以外の地域住民の農業理解促進と参画を推進する必要がある。
- ・地域活動の担い手が不足し、集落単独での活動が困難になりつつある現状の中、集落を超えた広域での活動が図られるよう体制整備を進めていく必要がある。
- ・所有者は農地を活用したいと考えているが、貸し方などの活用方法が分からない状況である。

### 今後の方針

#### ア 農業の多面的機能の理解促進

- ・農業者のみならず地域住民等のグループ(活動組織)による、共同作業の継続
- ・集落を超えた広域協定による共同活動の継続

#### <多面的機能支払制度での主な活動内容>

- ・水路の泥上げや農地法面の草刈り等の農業を支える共用設備の基本的な維持管理に対する活動
- ・植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動を通じた、農業の多面的機能の理解促進

- ・市民農園の開設支援を行い、作付けされていない農地の活用を図る。

# 3 計画の評価(持続可能な農業基盤の確立)

## 基本方針(1)産業として成り立つ農業の確立

### 【主要施策の方向性】

- ア 価格決定力のある農業者の確保・育成
- イ 利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保・育成

見直し

見直し

### 成果

#### ・価格決定力のある農業者の確保・育成

平成29年度に派遣研修生を確保し、平成30年には新規就農させることができた。

#### ・利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成

29年度以降、新たな取組はなかったものの、農業法人等体質強化支援事業によりH30年3月に設立した農業法人の活動を推進し、グループ農業者を増やすことができた。

### 未達成

目標とした人数の研修生（農業者）の確保及び農業法人の確保育成ができなかった。

### 問題点

#### ア 農業者の確保・育成

- ・ 募集ターゲット層のハードルが高く、就農希望者が確保されていない。
- ・ 移住就農という観点を踏まえ、地域とのネットワークを確立するための体制が整っていない。  
(参考資料No.1 P16)

#### イ 持続可能な農業法人の確保・育成

- ・ 「何らかの経営課題を抱えている。」といった認識があるにも関わらず、取組に対する負担感などから、事業に取り組むまでに至らない農業者もいた。  
(参考資料No.1 P16)

### 課題

#### ア 農業者の確保・育成

- ・ 入口のハードルを下げ、多くの就農希望者に制度を知ってもらうなどの工夫をする必要がある。
- ・ 研修生と地域農業（生産組織等）とを結び付け、地域に入り込める体制整備が必要である。

#### イ 持続可能な農業法人の確保・育成

- ・ 事業スキームを見直し、利益を追求し雇用を生み出す持続可能な農業法人の確保育成を行う必要がある。

### 今後の方針

#### ア 農業者の確保・育成

- ・ 研修生（農業者）確保に向け、既存就農者の収入や暮らし等を具体的に示し、農的ライフスタイルに関心がある層へもターゲットを広げた中で、就農後、地域農業を支える人材とするよう地域に入り込める体制整備を行う。

#### イ 持続可能な農業法人の確保・育成

- ・ 地域資源（レストランやカトラリーなど）と農業を結び付け、農産物に新たな付加価値を生み出す仕組みづくりなどの検討を行う。

# 3 計画の評価(持続可能な農業基盤の確立)

## 基本方針(2)地域農業の持続的発展

### 【主要施策の方向性】

- ア 多様な農業者の確保
- イ 農業環境の変化に対応した営農体制の整備
- ウ 農業生産基盤の維持・向上
- エ 自然と調和した農業

- 見直し
- 見直し
- 継続
- 新規

### 成果

- ・補助事業の活用を通じた法人化
- ・地域からの要望を受け、集落営農の在り方や組織化などの在り方について検討会を開催、地域農業の課題解決に向けた検討会を開催することができた。

### 未達成

- ・広域連携による農業機械利用活用農業者数
- ・低コスト・省力化技術等の取組面積

### 問題点

#### ア 多様な農業者の確保

- ・農業サポーターに登録しても、作業日や内容が本人の希望と合わないため活動実績が少なく、農業里親につながっていない。(参考資料No.1 P12)

#### イ 営農体制の整備

- ・地域により課題や実情が違中、行政が主体となり地域の枠を超えた広域連携体制を構築することができなかった。
- ・低コスト・省力化技術導入に係る導入コストが高いことがハードルとなった。

#### ウ 農業生産基盤の維持・向上

- ・未整備地案件の実施に加え、施設が老朽化

#### エ 自然と調和した農業

- ・これまで安定的な収入により生活に必要な所得を確保できてきた水稻分野においても価格低迷等により経営手法等の見直しが迫られている。

### 課題

#### ア 多様な農業者の確保

- ・農業に興味がある市民に対し、農作物の管理や収穫作業等の農業機会を提供することで農業を始めるきっかけづくりの場を提供する必要がある。

#### イ 営農体制の整備

- ・地域の実情に応じ必要とされる機械などを導入できるようにインセンティブとなる支援策を講じる必要がある。
- ・地域農業の課題解決のための、話し合いの場を確保する必要がある。

#### ウ 農業生産基盤の維持・向上

- ・費用が高額なため計画的に実施する必要がある。

#### エ 自然と調和した農業

- ・水稻分野においても差別化、ブランド化の取組を進め、付加価値を求める層への普及方法等を検討する必要がある。

### 今後の方針

#### ア 多様な農業者の確保

- ・農業を始めるきっかけづくりはプチ畑プロジェクトの拡充で支援することとし、農業サポーター、農業里親制度は廃止する。

#### イ 営農体制の整備

- ・国県補助事業の活用及び、市独自の補助メニューを拡充する。
- ・人農地プラン実質化に伴う話し合いの場などを通じ、営農体制が構築できるよう支援していく。

#### ウ 農業生産基盤の維持・向上

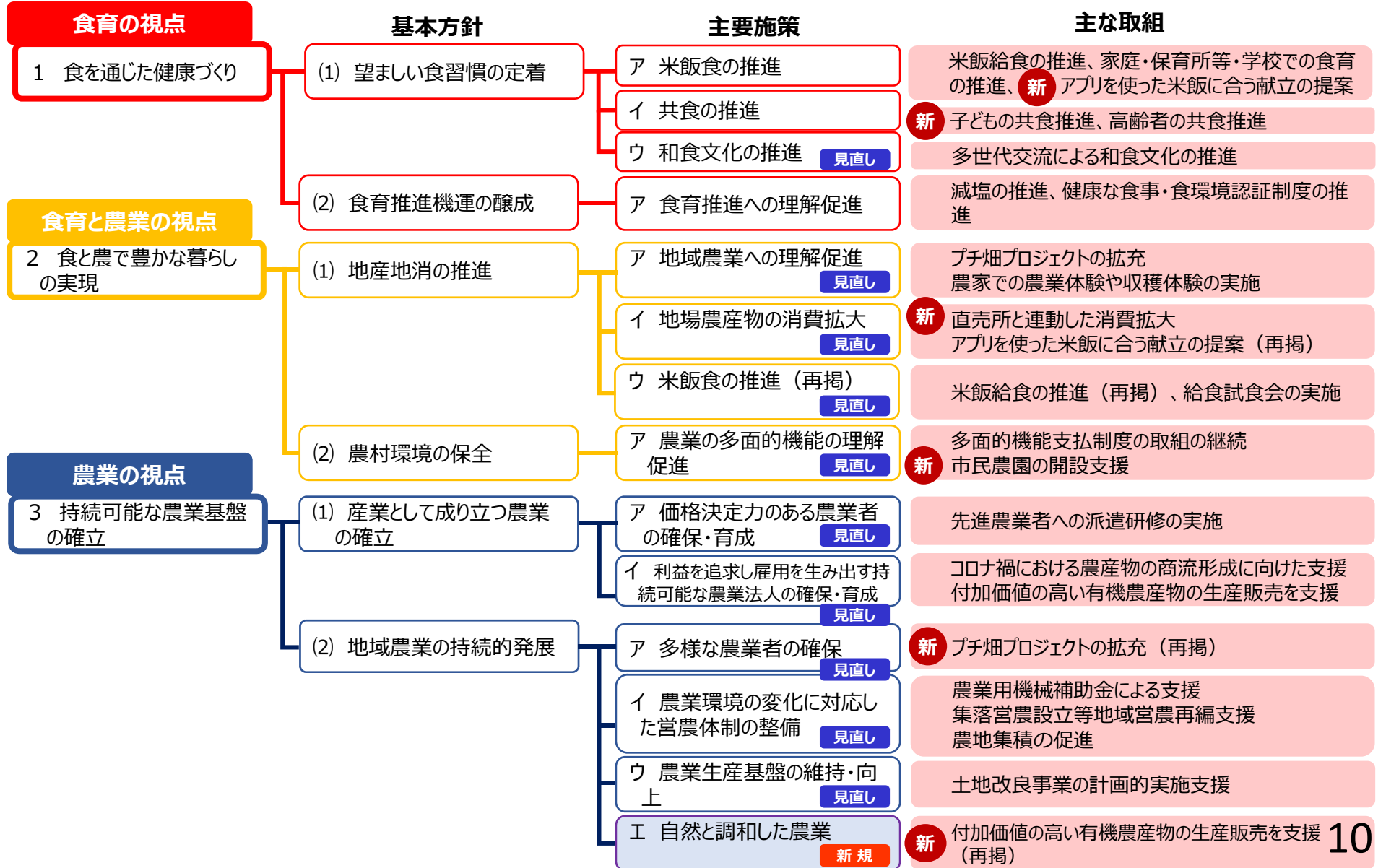
- ・計画的な土地改良事業の継続実施

#### エ 自然と調和した農業

- ・コロナ禍における、消費者ニーズの動向を見据え、ブランド力のある自然と調和した農業施策を展開する。

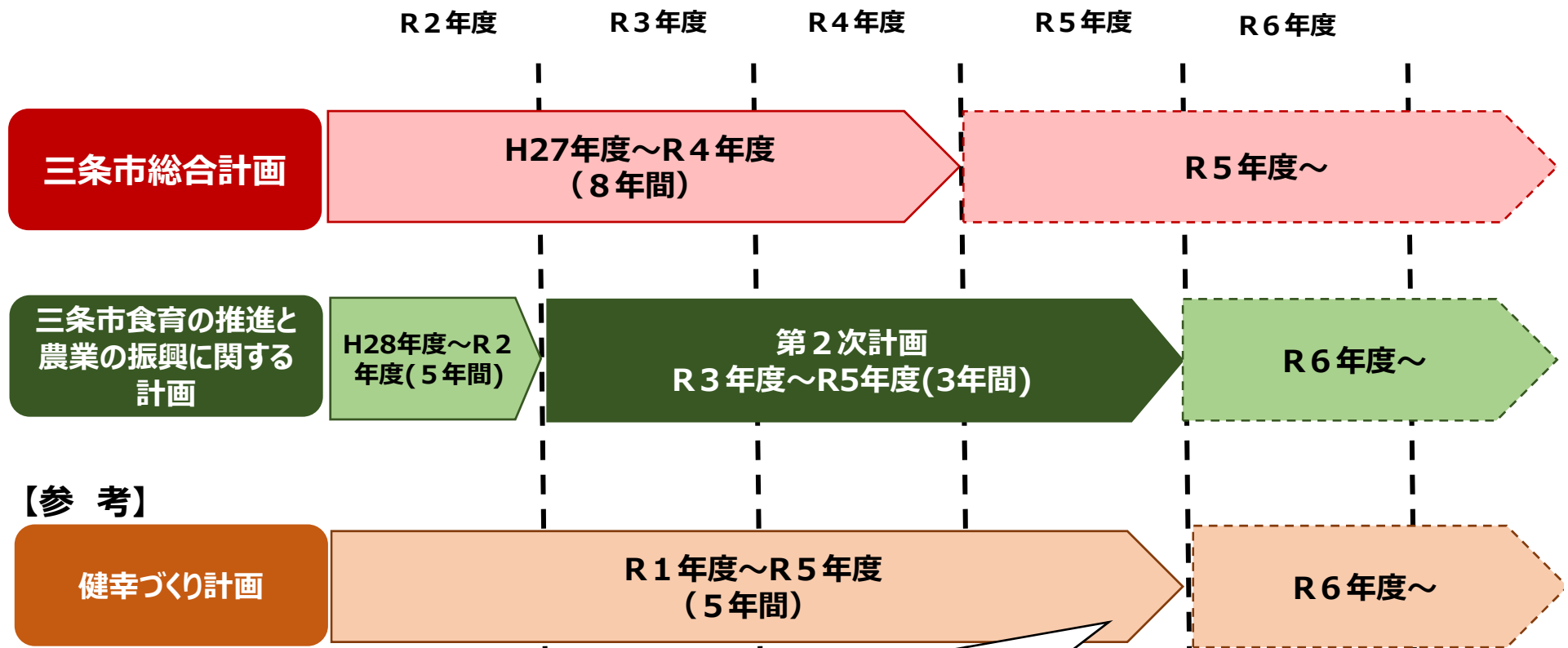
# 4 第2次計画の施策体系案

次期総合計画に合わせて方向性を検討するため、基本方針、主要施策の大幅な変更は行わず、現体系を基本に一部見直しを加え、条例の基本理念の実現を目指す。



# 5 第2次計画の計画期間

上位計画である三条市総合計画との整合性を図り、本計画に反映させるため、次期計画の計画期間をR3年度からR5年度まで（3年間）とする。



現在の健幸づくり計画と同時期に次期計画を検討することで、2つの計画に係る食育部分の方針を揃えることができる。